○重度訪問介護サービス費

		注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分		重度障害 者等の場 合	障害支援区 分6に該当 する者の場 合		夜間もしくは	90日以上利用減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応 加算(月2回 を限度)	喀痰吸引等 支援体制加 算
	(1) 1時間未満 (184単位)									
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (274単位) (3) 1時間30分以上2時間未満 (366単位)						特定事業所			
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (457単位)									
イ ロ以	(5) 2時間30分以上3時間未満 (549単位)									
外の障害										1人1日当た
者に提供	(7) 3時間30分以上4時間未満 (731単位)									り100単位を 加算
した場合	(8) 4時間以上8時間未満 (816単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,496単位に30分を増すごとに+85単位)						加算(I)			
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,171単位に30分を増すごとに+80単位)				夜間もしくは		+20/100			
ロ 病院 等に入院	(11) 16時間以上20時間未満 (2,817単位に30分を増すごとに+86単位)			×200/100	早朝の場合		特定事業所		1回につき	
	(12) 20時間以上24時間未満(3,499単位に30分を増すごとに+80単位)(1) 1時間未満(184単位)	+15/100	+8.5/100		+25/100		加算(Ⅱ)	+15/100	100単位を加	
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (274単位)			熟練従業者が同行して	深夜の場合 +50/100		+10/100 特定事業所 加算(皿) +10/100		算	
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (366単位)									
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (457単位)									
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (549単位)									
又は入所				支援を行う 場合		×80/100				
中の障害 者に提供						14 00, 100				
した場合				× 170/100						
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,496単位に30分を増すごとに+85単位) (10) 12時間以上16時間未満 (2,171単位に30分を増すごとに+80単位)									
	(10) 12時間以上16時間未満(2,171単位に30分を増すごとに+80単位)(11) 16時間以上20時間未満(2,817単位に30分を増すごとに+86単位)									
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,499単位に30分を増すごとに+80単位)									
投動心罐									·	J
加算	イ 1時間未満 (100単位を加算) ロ 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算)									
	ハ 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算)									
	二 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算)									
	ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算)									
	へ 3時間以上 (250単位を加算)									
初回加算 (1月につき200単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)										
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度) (1回につき584単位を加算)										
	イ 福祉·介護職員処遇改善加算(I)									
福祉·介護職員処遇改善加算	(1月につき +所定単位×191/1,000) ロ 福祉·介護職員処遇改善加算(Ⅱ)									
	(1月につき +所定単位×139/1,000) ハ 福祉·介護職員処遇改善加算(皿)	注1 所定的	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処 <mark>遇改善加算</mark> を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可							養職員等特定 加
		遇改善加算								21905·C 寸 1寸 Æ Æ
	(1月につき +所定単位×77/1,000) 二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)	注2 福祉・								
	- 価位・介護戦員処域以普加昇(IV) (1月につき +ハの90/100)									
	ホ 福祉·介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100)									
1=1.1 A =	与 1. 人群 1. 人 2. 英 1. 4 1. 4 1. 4 1. 4 1. 4 1. 4 1. 4 1		¥4:1+ +++		行礼 人类啦 2	加油水类和	두 사고 스플 프	in '用고난 눅 나 다'스		ᆥᄥᄝᄷᄮᄼᄱ
THE THEORY COLORS		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、 <mark>福祉・介護職員等特定処 遇改善加算</mark> を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と <mark>の</mark> 併給不可								
福祉・介護	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×45/1,000)	24 元中兴	人人 甘去起耶	ITA 18夕 hn 佐 / トデ	ᆉᄔᆞᄉᆂᅖᆇᄝ		三刘•介誰聯昌加	게 가 ᅷ 사 미 ho	ᅉᄻ	啦号每杜宁加 油

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) につき 十所定単位×45/1,000) 注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処 定処遇改善加算 (1月につき 十所定単位×36/1,000) 改善加算を除く)を算定した単位数の合計

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計